きた住まいる制度要綱

第１　趣旨

この要綱は、きた住まいる制度（道民が良質な住宅を安心して取得・維持・保全できるよう、住宅の特長などの情報公開による選択の場の提供と、優れた性能を有する住宅や地域らしさに配慮した住宅づくりを推進する制度）に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）きた住まいるメンバー

別に定める要件を満たし、登録された事業者をいう。

（２）きた住まいるメンバーシート

　　きた住まいるメンバーの会社概要や施工実績等を記したもので別に定める書式のものをいう。

（３）住宅ラベリングシート

　　住宅の概要や性能の評価等を記したもので別に定める書式のものをいう。

（４）きた住まいるサポートシステム

きた住まいるメンバーシートの作成・公開、住宅ラベリングシートの作成・発行並びに住宅の建築及び維持保全に関する記録の保管等を行う機能を有するものとして北海道が作成したシステムをいう。

　（５）きた住まいるブランド住宅

　　道内の住宅供給を行う取組のうち、今後の北海道が目指すべき住宅づくりに寄与すると評価し、道がブランド登録したものをいう。

第３　きた住まいる制度の基本事項

きた住まいる制度の仕組みをより着実なものとするため、次の事項をきた住まいるの基本事項とする。

（１）きた住まいるメンバーの登録情報の公開

（２）住宅の基本性能の確保

ア　別表の各区分における（い）項に掲げる工事を行う際に（ろ）項に掲げる各項目に係る性能の確保

イ　設計（工事監理を含む）業務にあっては、BIS（ （一社）北海道建築技術協会が運営するBIS認定制度に基づく資格者。以下「BIS-M」「BIS-E」にて同じ。）・BIS-M又は住宅省エネルギー設計技術者講習会修了者（住宅省エネルギー技術者講習会修了者を含む。）による温熱環境に関する内容の確認、建設工事にあっては、BIS-E・BIS-M又は住宅省エネルギー施工技術者講習会修了者（住宅省エネルギー技術者講習会修了者を含む。）による断熱気密工事に関する内容の確認。

（３）住宅性能の見える化

（４）住宅の建築及び維持保全に関する記録の保管

第４　きた住まいるメンバーの遵守事項等

きた住まいるメンバーは、次の事項を遵守することとする。

（１）きた住まいるメンバーシートを作成し、同シートをきた住まいるサポートシステムへ登録

（２）第３（２）に掲げる住宅性能を確保するための以下の事項

ア　第３（２）アに努める。

イ　別表（ろ）項基本性能の省エネルギー性能の欄に規定する工事を行う際は、第３（２）イの規定を実施

（３）当該住宅取得者への住宅ラベリングシート又はこれと同等の住宅の概要や性能の評価等を記したものを発行する。

（４）住宅取得者が保管すべき住宅の建築に関する記録を、住宅の引き渡し時に当該住宅取得者へ提供するとともに、当該記録がきた住まいるサポートシステム（同等以上の機能を有するものとして、別に定めるものを含む）により30年間保管されるよう、また、維持保全に関する履歴が保管されるよう住宅取得者を促す。

第５　きた住まいるメンバー登録情報の公開

住宅取得予定者の円滑な事業者選びに資するよう、北海道はきた住まいるメンバーシートの登録情報をきた住まいるサポートシステムにより公開する。

２　きた住まいるメンバーは、道民に対し正確な情報が提供できるよう、前項により公開する情報を定期に見直すこととする。

第６　きた住まいるブランド住宅の建設促進

　　優れた性能を有する住宅や地域らしさに配慮した住宅づくりを推進するため、きた住まいるブランド住宅の建設を促進する。

第７　道への報告

道はきた住まいるメンバーに対し、建設実績等の報告を求めることができる。

第８　事務の所掌

この要綱に関する事務は、建設部住宅局建築指導課において所掌する。

第９　その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | （い） | （ろ） |
| 工事の種類 | 基本性能 |
| 耐震性能 | 省エネ性能 | 耐久性能 |
| 戸建住宅 | 新築等工事 | 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）（以下「表示基準」という。）別表1に規定する耐震等級1相当以上 | 表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4相当以上及び一次エネルギー消費量等級4相当以上 | 表示基準別表1に規定する劣化対策等級3相当以上 |
| 改修工事 | 表示基準別表2-1に規定する耐震等級1相当以上 | 表示基準別表2-1に規定する断熱等性能等級3相当以上 | 表示基準別表2-1に規定する劣化対策等級3相当以上 |

※新築等工事とは、新築、増築又は改築工事をいう。

※改修工事については、（ろ）項の各性能に関する工事を行う場合、それぞれの規定が適用される。

附　則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１月13日から施行する。